破産手続廃止

平成２０年（フ）第２３９号
静岡県伊豆市八幡９番地の４
破産者　森　　和夫
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６６号
福岡市中央区赤坂１丁目７番27号
破産者　株式会社山城屋
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１９７５号
福岡県福津市花見の里２丁目10番８号
破産者　有限会社安部酒店
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田406番地
破産者　株式会社亜蘭歩羅
１　決定年月日　平成21年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第６９号
青森県東津軽郡今別町大字鍋田字関口197番地
破産者　有限会社千葉運輸
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第７０号
青森県東津軽郡今別町大字鍋田字関口197番地
破産者　千葉建設工業株式会社
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２７８号
宮城県多賀城市留ヶ谷１丁目34番地
破産者　株式会社フラワー会
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３０７号
茨城県水戸市元石川町2523番地４
破産者　大栄通信建設株式会社
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第１０００号
栃木県真岡市荒町851番地２
破産者　関口　　晃
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５０号
栃木県宇都宮市清住３丁目５番１号
破産者　高野機器有限会社
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５１号
栃木県下都賀郡壬生町大字国谷790番地１コリドールＢ－１、住民票上の住所栃木県宇都宮市清住３丁目５番１号
破産者　髙野　昇壽
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２２３号
埼玉県八潮市大字浮塚427番地１
破産者　有限会社星野設備工業
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
埼玉県春日部市増戸412番地26
破産者　有限会社ダイアン建設工業
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
埼玉県越谷市大成町１丁目45番地12
破産者　有限会社佐藤製甲所
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１８号
新潟市西区寺尾東２丁目24番15号
破産者　株式会社ウエルネスムーブメント新潟
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３７６号
山梨県甲府市住吉２丁目１番16号
破産者　有限会社信玄庵宴
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
山梨県甲府市上石田２丁目39番15号
破産者　有限会社ＨＩＲＯ建築工房
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５号
岐阜県土岐市下石町879番地の１
破産者　株式会社イー・シー・エフ
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１２７７号
京都府宇治市広野町西裏31番地３渋谷ビル
破産者　有限会社アミューズネットワーク
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９１号
京都府長岡京市開田２丁目１番１号
破産者　有限会社長岡京水産
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１８年（フ）第１１６６６号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目３番40号
破産者　株式会社テンオーコーポレーション
（旧商号株式会社ジョイクリエーション）
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５５０号
大阪市北区中津４丁目３番11号
破産者　有限会社タイムマシーン
１　決定年月日　平成21年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部